港則法施行規則の一部を改正する省令

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第四（第二十条の二関係）

港の名称	水路	信号所の位置	信号の方法		信号の意味
			昼間	夜間	
（略）					
京浜	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	東京西航路	青海信号所（北緯三十五度三十六分五十六秒東経百三十九度四十六分三十三秒）	青海信号所の二百五度及び三百四度方向に面する信号板、青海第二信号所の三百十度方向に面する信号板並びに晴海信号所の八十二度、百九十二度及び三百二度方向に面する信号板による。	（略）	（略）
	（略）	青海第二信号所（北緯三十五度三十六分四十六秒東経百三十九度四十六分二十一秒）			
（略）					

改正前

別表第四（第二十条の二関係）

港の名称	水路	信号所の位置	信号の方法		信号の意味
			昼間	夜間	
（略）					
京浜	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	東京西航路	青海信号所（北緯三十五度三十六分五十六秒東経百三十九度四十六分三十三秒）	青海信号所の二百五度及び三百四度方向に面する信号板並びに晴海信号所の八十二度、百九十二度及び三百二度方向に面する信号板による。	（略）	（略）
	（略）	晴海信号所（北緯三十五度三十八分四十七秒東経百三十九度四十六分二十一秒）			
（略）					

附　則

この省令は、令和二年七月一日から施行する。

○国土交通省令第六十号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十八条第一項第四号、第二十四条、第四十三条の三及び第四十三条の五の規定に基づき、気象業務法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月二十四日

国土交通大臣　赤羽　一嘉